

◎新潟県告示第647号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づきべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和8管理年度（令和8年9月1日から令和9年8月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県べにずわいがに漁業	試行水準